

鳥取市難聴児学習支援機器補助事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒で聴覚に障害があるため学習に支障をきたすものに対して、FM補聴器の購入に際して補助し、もって、授業への積極的参加を促すこととする。

(対象者)

第2条 FM補聴器の補助を受けることができる者は、鳥取市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒で聴覚に障害がある児童生徒で、関係機関等が使用の効果を認め、かつ当該児童生徒が在籍する学校長が認めたもので、日常補装具のFM補聴器補助など、他の補助を受けていない者とする。

(方法)

第3条 鳥取市教育委員会は、FM補聴器を購入する児童生徒の保護者から、学習支援機器として市の補助制度を活用する申請のあった保護者に対して補助する。
補助は、1回のみ購入時に行うものとし、補助率は、1/2とする。
補助額の上限は、10万円とする。

(補助の申請)

第4条 FM補聴器の補助を受けようとするときは、その保護者が、FM補聴器補助申請書により、児童生徒の在籍する学校を経由し、鳥取市教育委員会教育長あて申請しなければならない。

(補助の決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受けたときは、補助の可否を決定し、FM補聴器補助許可通知書により、保護者に通知する。